

履修規程

(趣旨)

第1条 この規程は、麻生美容専門学校(以下「本校という」)学則(以下「学則」という)第11条第2項の規定に基づき、授業課目の履修、単位の認定、及び課程修了の認定など履修について必要な事項を定める。

(授業課目)

第2条 本校の教科課程に含まれる授業課目、その配当年次、単位数等は、学則第11条に定めるとおりとする。

2 授業課目は、次の各号に従って開講するものとする。

(1)各学年の所定の時間割にしたがい、授業を開講する。やむを得ない事情で時間割を変更しなければならない場合は、校長の許可を得るものとする。

(2)授業は、90分間の連続をもって1時限とし、当該1時限の授業をもって2時間の授業時間の学修をしたものとし、これを1コマとする。

(3)授業コマごとに出席を確認する。

3 授業課目は、次の授業時間、始業時刻および終業時刻にしたがって開講される。ただし、校長が教育上必要と認めるときは、変更することができる。

始業時刻(ホームルーム) 9:15

終業時刻 最終時限終了後実施するホームルーム及び清掃終了時

ホームルーム	9:15～
1時限目	9:30～11:00
2時限目	11:15～12:45
3時限目	13:30～15:00
4時限目	15:15～16:45
ホームルーム及び清掃	最終時限終了後

(課程修了の要件)

第3条 本校の課程を修了するためには、学則に定める修業年限以上在学し、指定する科目を含め67単位以上履修しなければならない。

(単位数計算の基礎)

第4条 第2条の授業課目については、講義、演習、実習及び実技いずれも30時間の授業をもって1単位とする。

(再履修)

第5条 課程修了要件として必要な単位を修得できなかった科目がある場合には、当該科目を再履修しなければならない。

(履修登録の手続)

第6条 単位を修得するためには、本校の定めるところに従い、登録手続を行うものとする。ただし、教科課程(カリキュラム)を学生に提示することで履修登録とみなす場合がある。

(履修登録の無効)

第7条 同一時限に授業が行われる複数の授業課目を重複して登録することはできない。重複登録を行った場合には、いずれの授業課目の登録も無効とする。

2 既に単位を修得した課目と同一の授業課目は重ねて履修することはできない。

(履修登録単位数の上限)

第8条 1年間に登録できる単位数は、学則第11条に定める履修年次ごとの総単位数を上回ることができない。

(履修登録の期間)

第9条 履修登録は、本校の定める期間中に行うものとする。ただし、病気、休学などやむを得ない理由により所定期間中に履修登録が不可能な場合は、直ちにその旨をクラス担当に届け出て指示を受けるものとする。また、届け出ることなく履修登録を行わなかった場合は、特別の理由のない限り、その年度の履修登録を認めない。

(履修登録変更)

第10条 履修登録後は、所定の期間に限り、履修登録の変更、追加又は中止を認める。それ以外の期間については、特別の理由のない限り、履修登録の変更は認めない。なお、履修を中止した課目は、いかなる理由があっても当該学期中に再度履修登録を行うことはできない。

(休学による履修登録の取消)

第11条 履修登録後に休学した場合は、履修登録したすべての授業課目を取消すものとする。ただし、履修期間が終了している授業課目は除く。

(単位修得の認定)

第12条 授業課目を履修した者については、次の各号いずれも満たすことによって当該授業課目所定の単位を認定する。但し、当該授業課目が開講される学期の授業料、施設設備費、教育充実費及び実習費等を納入していない者については、当該学期に開講する授業課目の単位は認定しない。

(1)出席要件として、当該授業課目の出席コマ数が、同授業課目における出席すべき授業コマ数の3分の2(実習を伴う課目の場合は5分の4)以上であること。

(2)成績要件として、成績評価に関する規程に基づき、当該授業課目について合格の成績評価を得ること。

- 2 一の授業課目が複数のプログラムで構成される授業課目のうち独立した授業計画(以下、シラバスと言う。)に基づいて実施されるプログラムがある授業課目については、独立したシラバスに基づくプログラムそれぞれにつき前項第1号の要件を満たさなければならない。
- 3 前項までの出席すべき授業コマ数とは、履修する授業課目の全授業コマ数のことをいう。但し、第13条で公欠と認められたコマ数がある授業課目の出席すべき授業コマ数は、当該授業課目の全授業コマ数から公欠と認められたコマ数を減じたものをいう。

(欠課・公欠の取り扱い)

第13条 本校における欠課及び公欠については次のとおりとする。

- (1) 欠課とは授業中に5分以上不在の場合をいう。
- (2) 公欠とは、次に定める災害、慶弔、学校保健安全法施行規則に基づく感染症に感染した場合などやむを得ない事項で欠課する場合をいい、所定の手続き(該当する事項を証明する書類提出等)のうえ、校長が認めたものを公欠と取り扱うこととする。

① 忌引(下表のとおり親族の死亡のとき)。

※下記日数は休日を含む連続の期間とし、この日数の範囲内に実施される授業課目のコマ数を限度とする。遠方の場合は移動日を考慮する。

死亡した者	日数
配偶者	7日
父母	7日
子	5日
祖父母	3日
兄弟姉妹	3日
おじ又はおば	1日
曾祖父母	1日
兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹	1日

- ② 就職活動
- ③ 就職に関する研修(就職先から正式に要請を受けた場合)
- ④ 企業実習(学校が承認した場合)
- ⑤ 家族の結婚(1日)
- ⑥ 居住地の天災(地震・火災など)に被災した場合

- ⑦ JR・西鉄電車・高速バス・地下鉄等公共交通機関の運行停止により登校不可能な場合(交通機関が計画運休を行った場合を含む)
- ⑧ 学校保健安全法施行規則に基づく感染症に感染し出席停止となった場合
- ⑨ 国民の法的義務履行による場合(裁判員制度など)
- ⑩ 本人に過失のない交通事故などによる傷害等
- ⑪ その他校長がやむを得ないと認める場合

2 公欠を含めて連続した欠課の回数が著しく多い場合は、学習を補完するために補講を行うことがある。

(本校以外の教育施設等における学修)

第14条 教育上有益と認めるときは、専修学校設置基準等の定めるところにより、他の美容師養成施設における授業課目の履修を、本校における授業課目の履修とみなし、単位を認定することができる。

2 前項により本校における授業課目の履修とみなすことができる単位数は、本校の課程修了に必要な総単位数の二分の一を超えないものとする。

(編入学者、転入学者及び再入学者の既修得単位)

第15条 編入学、転入学及び再入学した場合の細則は、別に定める。

(留年)

第16条 最終学年次終了時まで第3条の課程修了の要件を満たさなかった者は、卒業判定会議の決定により留年となる。

2 留年となった者は、最終年次に留める。

3 留年した者が、以後に在学した学期終了時に課程修了の要件を満たした場合は、課程修了を認定する。

(修得単位不足による除籍)

第17条 学則に定める在学期間を超えてなお課程修了に必要な単位を修得しない者、その他成業の見込みのない者は除籍する。

(授業課目の読み替え)

第18条 法令等の改正や教育内容の見直し等に伴い、本校の教科課程が改定(授業課目の廃止、変更、新設)されたことにより、授業課目の読み替えなどが必要になる場合の取り扱いについては次のとおりとする。

(1)単位未修得である学生が当該授業課目を再履修する際に、改定後の教科課程(以下、新カリキュラムという。)において当該授業課目が廃止、変更されて再履修でき

ない場合は、廃止、変更された授業課目の代わりに新カリキュラムの別な授業課目を履修し単位を修得することで廃止、変更された授業課目の単位を修得したのものとして読み替えることがある。読み替え方法については別に定める。

- (2)学則等に基づき復学を許可された学生に新カリキュラムが適用される場合に、新カリキュラムに、当該学生が履修し単位を修得した授業課目に該当するものがない場合は新カリキュラムの授業課目を学修したのものとして読み替えることができる。読み替え方法については別に定める。

附 則

この規程は、2026年4月1日より施行する。